

志木市後見ネットワークセンター便り

親族後見人を応援しています

「親族後見人のための交流会」を実施しました（9月27日）

親族の後見等（保佐、補助）受任中の方を対象に、初めて「親族後見人」というテーマで交流会を行いました。参加者からは、各自の後見活動の疑問点などをお話していただきました。

講師の林真由美弁護士からは、各参加者からの疑問にアドバイスいただくとともに、①金銭管理②裁判所への報告③終結の3つのポイントをお話いただきました。林弁護士より「被後見人の安心感は親族ならではの」「一番被後見人を知っている人であるからこそ本人の意思決定支援に叶った存在にもなりうる」とのお話がありました。

今後も親族後見人向けの講座等企画を行い、親族後見人を応援していく予定です。対象の方がいましたら、次回ご案内をしますので、お問合せください。



全国で令和3年に選任された成年後見人等のうち、親族は約20%です。内訳は、それぞれおおよそ子53%、兄弟姉妹15%、その他親族18%、配偶者7%、親6%の順となっています。親族の判断能力の低下により、成年後見制度の利用が必要な場面は以下のような場面です。一例ですが、意外と身近な場面で起こり得ます。

- ・銀行の手続き
- ・不動産の売却
- ・遺産分割
- ・詐欺被害
- ・障がいを持つ子がいるとき など

既に成年後見制度を利用し親族が後見人になっている人、何らかの事情により検討している人、将来のために詳しく知りたい人など、志木市後見ネットワークセンターで相談と支援を行っています。

◆ 志木市後見ネットワークセンターで相談できること ◆

親族の後見人を現在受任中の方

- ・後見業務でわからないことがある
- ・家庭裁判所等への書類など後見業務の記載について
- ・介護や福祉等の相談場所がわからないなど

親族の後見人になるか検討中の方

- ・成年後見制度について
- ・親族以外の後見人の選択肢について
- ・申立書類の書き方や流れなど知りたい
- ・具体的な後見業務について知りたいなど

市民後見人について

※志木市後見ネットワークセンターでは、
市民後見人の養成、支援を行っています

市民後見人とは？

成年後見制度や認知症高齢者・知的・精神障がい者などの支援を必要とする人に関する知識を習得した、親族以外の市民による成年後見人です。
同じ地域で暮らす市民が後見人として寄り添い、身近な支援者として、住み慣れた地域で安心して暮らせるようお手伝いしています。



どうしたらなれるの？

志木市では、市民後見人養成講座を開講しています。講座では、後見人として必要な知識や心構えを学びます。受講を修了した方が市民後見人候補者として登録をし、市民後見人受任案件があった際、志木市から推薦を受け家庭裁判所が適任と認めた場合に選任されます。選任後、志木市後見ネットワークセンターがサポートします。

次回、令和5年度養成講座の開講予定です

市民後見人の内容は？

定期的に被後見人等を訪問し、本人に必要な日常生活に必要な生活費の金銭管理、介護や福祉サービスの利用契約などを行います。また、後見人としての活動内容を年に1回家庭裁判所へ報告するための財産目録や収支状況報告の作成も行います。

活動人数は？

志木市内では25名が市民後見人候補者として登録しており、4名が市民後見人として活動中です。

「市民後見人の集い」（10月6日）

市民後見人として活動中の方、過去に受任していた方の自主的な活動として「市民後見人の集い」を令和3年12月から年3回実施しています。

今回は、被後見人が施設から病院へ入院した際の対応で苦慮している話題が中心となりました。医療同意、入院後施設へ戻れなくなった場合の様々な対応について、親族との関わり方など疑問や意見が出されました。

同じような経験がある市民後見人から助言があり、有意義な意見交換となりました。

市民後見人同士の交流の場だけではなく、市民後見人の知識や経験を多くの方に知っていただけるよう、集いを発展させていければよいと思っています。



**市民後見人の具体的な活動については、次号以降で紹介します。
自分の力を地域で生かしてみたい、などご興味がある方は、お気軽にお問合せください。**

発行：志木市基幹福祉相談センター（志木市後見ネットワークセンター）

連絡先：048-456-6021（直通）

E-mail：kikan-soudan@shiki-syakyo.or.jp

次回発行 3月予定